



教育長	次 長	課 長	係

24 高教福第 899 号
平成 24 年 11 月 27 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が平成 24 年 11 月臨時会において平成 24 年 11 月 22 日に可決成立し、27 日に公布されましたので、これらの内容を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内学校に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするものである。

2 主要な内容

平成24年12月期及び平成25年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。こと。（第7条及び第8条まで）

区分		本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
				平成24年度		平成25年度以降	
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
再任用職員 以外の職員	一般職員	1. 225月	1. 375月	1. 225月	1. 325月	1. 20月	1. 35月
		計 2. 60月		計 2. 55月		計 2. 55月	
再任用職員	一般職員	0. 65月	0. 75月	0. 65月	0. 725月	0. 64月	0. 735月
		計 1. 40月		計 1. 375月		計 1. 375月	

3 施行期日

この条例中平成 24 年 12 月期の期末手当に係るものは平成 24 年 12 月 1 日から、平成 25 年度降の期末手当に係るものは平成 25 年 4 月 1 日から施行する。